

交企秘第163号
令和3年2月26日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
北河内地域協議会
議長 谷畑 忠博 様
河北地区協議会
議長 田中 強 様

交野市長 黒田 実

2021(令和3)年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市行政運営に多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年12月21日付で要請をいただきました標記の件につきまして、別添のとおり回答いたします。

〒576-8501

交野市私部1丁目1番1号

交野市役所 企画財政部秘書広報課 中村

TEL 072-892-0121 (代表)

Mail hisyo@city.katano.osaka.jp

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

【回答…人権と暮らしの相談課】

本市においては、就職氷河期世代の方も含め全ての世代の方を対象に、就労相談や就労セミナーの開催、関係機関等との連携による企業就職面接会の実施を行うなど、支援に努めております。引き続きハローワークをはじめとする関係機関等と連携を図りながら支援策の充実に努めてまいりたいと考えております。

<新規>

② 地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

【回答…人権と暮らしの相談課】

本市においては、コロナ禍における労働環境の悪化に対し、事業者を支援するための本市独自の支援金制度の創設や、相談窓口の開設を行い、雇用創出等に努めております。また、今後も大阪府をはじめとする関係機関等と連携し、雇用創出、雇用の維持等に努めてまいります。

<継続>

③ 障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もことから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。

【回答…障がい福祉課】

本市では、障がいのある方で企業等に就職することが困難な方等に対して、就労、生産活動などの機会の提供、知識や能力向上のために必要な訓練を提供する「就労継続支援」のサービス利用者が増加傾向にあります。

今後も、一般就労の困難な障がいのある人に対し、障がい福祉サービスによる就労の場を提供するとともに、障がいのある人の法定雇用率の達成に向けて、事業者に対する啓発の強化に努めます。

(2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

① 女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

【回答…人権と暮らしの相談課】

本市においては、交野市男女共同参画計画に付随するアクションプランにおいて、男女共同参画にかかる「取り組み成果」や「今後の課題」について毎年検証を重ねております。また、今後策定する、第3次交野市男女共同参画計画において、市民意識調査の結果を分析し、具体的施策を検討し、盛り込んでまいりたいと考えております。

<新規>

② 女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

【回答…人権と暮らしの相談課】

本市においては、法改正による国や大阪府からの通知に対し、交野事業所人権推進連絡会等を通じ、事業者への周知、啓発に努めております。今後も引き続き、労働局や大阪府と連携を図りながら、周知、啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討

すること。

【回答…人事課】

同一労働同一賃金につきましては、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度を導入し、常勤職員との均衡を図るため職務内容に応じた報酬体系の構築等に努めております。

パワーハラスメント防止につきましては、ハラスメント全般の防止指針として「交野市職員ハラスメント防止指針」を策定し、職員に対して研修を実施する等、ハラスメント防止の周知・徹底に努めております。

<補強>

② 外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

【回答…指導課】

新規 ALT を迎え入れる際、市長訪問の実施等を行い、全体で歓迎し受け入れ体制を整えております。また、月1回の定例会を開催し、仕事の相談や困っていることを聞く機会を設けています。日本に住むに当たっての独自のマニュアルを作成するなど、情報提供も行っております。

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

【回答…政策企画課】

現在、外国人労働者の就労・生活支援に地方創生交付金を活用する予定はありませんが、今後、必要性の高まりに応じて、先進事例も参考にしながら検討してまいります。

<継続>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

【回答…地域振興課】

製造・運輸・建設などの基礎産業を含む市内中小企業の人材育成を支援するため、本市では産業人材育成事業として、研修機関での技能講習などを受講する際の費用や、産業団体等が研修会などを開催する場合の費用補助を行っています。

また、集客イベントなどで仕事の魅力や将来性などを周知できるよう市内事業者や職業技術の研修機関のPRを支援しています。

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」(2018～2023年)が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

【回答…人事課】

入院等により休んでいた職員が復帰したのち、通院の必要がある場合は、病気休暇として通院の休暇を認めています。年1回の健康診断及び特殊健診の実施、人間ドック受診の促進など今後も継続して職員の健康管理に努めます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

【回答…地域振興課】

交野市産業振興事業補助金の産業人材育成事業では、市内産業界に必要な人材の育成および確保に関する研修会や講座などを産業団体等が主催する場合の費用について補助しています。ものづくり企業の技能継承を支援するため、補助制度の周知・活用に努めます。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

【回答…地域振興課】

中小企業で働く若者が先端技術の習得や技能を向上させ、技能五輪全国大会等に出場できるよう研修費用の補助制度および職業能力開発にかかる関係機関の情報について、広報活動を行い、積極的に挑戦する若者や事業者を支援します。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の

視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

【回答…地域振興課】

大阪府制度融資や日本政策金融公庫などの融資・補助制度について、事業者が活用しやすいように、わかりやすく周知広報します。また、コロナ禍における融資の返済猶予を希望する事業者については、中小企業再生支援協議会などの支援を活用いただくよう情報提供に努めます。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

【回答…地域振興課】

自然災害や感染症による緊急事態に事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続や早期復旧のためにも事業継続計画（BCP）策定の重要性について認識しており、事業継続力強化支援計画を北大阪商工会議所と連携し策定してまいりたいと考えております。

また「超簡易版BCP『これだけは！』シート」や動画等の周知・活用促進を行い、BCP策定大阪府スタイルの啓発および中小企業者のBCP策定を支援してまいりたいと考えています。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

【回答…財務課】

「下請取引適正化の推進」につきましては、元請業者が遵守すべき内容について、留意事項としてホームページ等を通じて啓発を行っていることから、引き続き、取り組みを継続してまいります。また、関係機関との連携強化を図るとともに、機会を捉えて、国への要望を行ってまいりたいと考えております。

【総合評価入札制度を導入している自治体（枚方市と寝屋川市はこちらを使用）】

<補強>

(3) 公契約条例の制定について（★）

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答…なし】

【総合評価入札制度を導入していない自治体（交野市、守口市、門真市、大東市、四條畷市はこちらを使用）】

<補強>

(3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について（★）

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答…財務課】

「総合評価入札制度」につきましては、建設工事にかかる契約において、既に平成25年度から試行実施しており、現在、本格実施に向け、条例化を進めているところです。また、令和元年度には、業務委託にかかる契約においても試行実施したところでございます。現在のところは、適用案件が少ないことから、本市の実情に沿った制度となるよう引き続き、調査・検討してまいりたいと考えております。

また、「公契約条例の制定」につきましては、国において法整備がなされることが望ましいと考えておりますので、市長会等を通じて国に対し、公契約法の制定について要望を行っているところです。

【守口市と門真市のみ要請】

<新規>

(4) 「中小企業振興基本条例」の早期制定について

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

【回答…なし】

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答…高齢介護課】

地域包括ケアシステムの構築につきましては、これまでより大阪府また本市における多職種連携委員会、医療介護連携会等と連携しつつ進めており、また、「交野市在宅医療・介護支援センター」を設置し、医療・介護関係者を対象とした相談対応、連携調整、情報提供等により、地域における一層の医療・介護連携を推進しているところでございます。

加えて、市民の皆様に対しましては、地域ケース会議等で、地域の実情に精通している民生委員や校区福祉委員の方々の協力を得ながら、地域の課題抽出を行い、地域包括ケア会議において情報共有を図る、また、「市民フォーラム」等の機会をとらえ、地域包括ケアシステムに関する情報の分かり易い周知に努めるなど、地域の実情に沿った体制整備を行ってまいります。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

【回答…健康増進課】

市民の特定健診や、各がん検診の受診率向上、疾病の早期発見のため、健（検）診受診の啓発に努めて参ります。また健活10（健康づくりの取り組み）を推進するためにも「おおさか健活マイレージアスマイル」について、ホームページや子育て支援アプリへの掲載の他、チラシ等を作成し、各種イベントや庁内の事業等にて、引き続き周知啓発して参ります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化するこ

と。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

【回答…健康増進課】

大阪府では、医療提供体制や医療連携体制等、医療体制に関する施策の方向性を示す大阪府第7次医療計画を策定し、医療勤務環境改善支援センターを設置する等、医療現場における労働環境の改善、医療現場で働く労働者の健康への配慮、労働条件の整備等の取り組みを進めています。加えて地域医療支援センターが医師のキャリア形成を支援しつつ、地域や診療科間でバランスのとれた医師の確保を推進しているところです。

<継続>

②医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

【回答…健康増進課】

地域医療提供体制の確保につきましては、平成30年7月の医療法一部改正に伴い、2020年度から大阪府第7次医療計画を補完する計画として、医師確保計画を策定しております。本計画では、医師の偏在是正などの実情を踏まえた医師確保方針や施策を定めており、救急科、産科、小児科等の医師不足が懸念される診療科の医師確保についても併せて定められています。今後、計画の進捗状況を注視し必要に応じて、医療提供体制の確保について、要望して参ります。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

【回答…高齢介護課】

市が所管しております、地域密着型サービスの介護保険事業所に対しまして、「介護職員処遇加算」の算定を含め、より良いサービス提供や職員処遇も含めた事業所運営について、適切な指導を図ってまいります。

また、介護労働者のスキルアップ研修や、介護事業所におけるキャリアアップに係る仕組みづくり等に対しまして、事業所とも連携を図り状況を把握しつつ、市としてより効果的な支援策について検討してまいります。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答…高齢介護課】

地域包括支援センターは、専門知識を持った職員が地域からの様々な相談に応じ、高齢者が地域で暮らし続けられるよう、切れ目のない生活支援の提供体制づくり等に取り組んでいるところでございます。

とりわけ、認知症や一人暮らし高齢者等への支援の充実、いわゆる、地域の見守りネットワークの構築など必要な地域資源を地域で検討するなど、総合的な取組等を着実に進めていくことで、高齢者が安心して暮らしていけるよう社会基盤の整備を図ってまいります。

今後は、高齢者の総合相談窓口としての認知がより広がるよう、地域包括支援センターの周知も含めた介護予防啓発チラシの全戸配布を予定するなど、一層の広報に努めてまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

【回答…こども園課】

第2期交野市子ども・子育て支援事業計画において、市民へのアンケート調査等により保育の量の見込みを定め、それに対する確保方策を策定し、待機児童の解消を進めます。

確保方策につきましては、私立幼稚園の認定こども園への移行、新設保育所等の設置により保育定員の拡大を行います。

なお、小規模保育施設等の設置を行う際には、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設置が適切に行われるよう努めます。

<補強>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準

の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答…こども園課、青少年育成課】

令和2年度より、新たに保育士等に対する就労支援金等の補助事業の創設、全市的な幼児教育・保育の質の向上のため、看護師配置やフリー保育士配置に対する補助事業の創設を実施し、保育士等の確保及び処遇改善に努めております。

また、保育士等への研修につきましても、市主催で公私立の保育士等を対象とした保育士研修を毎年実施しております。

放課後児童支援員の質の確保につきましては、支援員を対象に面談、必要に応じて聞き取り等を実施し、できるだけ支援員にとって働きやすい職場環境に繋がるよう努めております。また、人員については、市の広報、ホームページ、掲示板等で募集を行い、条例に基づいた適正な配置ができるよう努めております。なお、指導内容の充実、指導者への資質向上及び児童会の情報交換を図るため、市主催で研修会を実施するとともに、府等が主催する研修にも支援員を派遣しております。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答…子育て支援課】

本市における病児保育事業は、第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定）に基づき実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたここ1年間は、流行性感冒と新型コロナウイルス感染症の症状が類似していることから一定の利用ルールを設定せざるを得ず、利用実績は大幅に減少しているところでございます。

なお、現在の実施箇所における病児保育の実施により、計画策定時のニーズ調査から算出した病児保育の量の見込みに応じた確保ができると見込んでおりますが、多様な保護者のニーズに対応するべく、方策の一つとして、設置か所数の増設に向け、医療機関等への事業周知も併せて行ってまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答…こども園課】

企業主導型保育施設の地域枠を利用する際には、市の支給認定を受ける必要があることから、保護者からの申請により、支給認定を適切に実施しているところです。

指導・監査につきましては、本市は権限未委譲の市であるため、大阪府が実施しておりますが、その際には市として立ち合いを行い、施設の運営状況について、把握に努めております。

<継続>

⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

【回答…子育て支援課】

「子ども食堂」をはじめとする「子どもの居場所」を新たに立ち上げる各種団体に対して、事業補助金交付を平成30年度より実施しているほか、令和2年度には、既存の「子どもの居場所」事業を実施する各種団体に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用に対する補助事業を新設いたしました。今後は、ランニングコストにかかる補助制度の創設により、「子ども食堂」をはじめとする「子どもの居場所」への支援策を拡充してまいります。

<補強>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答…子育て支援課】

11月の児童虐待防止推進月間には、市民の方々に児童虐待防止に対する深い関心と理解を広め、虐待通告窓口を知っていただくよう、今年度は、市内小中学生全員に啓発物を配布するとともに、市民が多く参集するイベントの開会式にて市長がオレンジジャンパーを着用し、児童虐待防止を呼びかけたところでございます。

令和2年4月より「交野市子ども家庭総合支援拠点」を新設し、人員を増員いたしました。また、学校園の休業や外出自粛要請により子ども等の見守り機会が減少し児童虐待のリスクが高まった期間には、庁内会議を開催の上、進行管理表を活用した要保護児童等の状況確認を児童が所属する機関（学校園など）が行い、見守り強化を図ったところでございます。

子ども家庭総合支援拠点では、子育て世代包括支援センターをはじめとする庁内の関係部署との連携を図り、子どもとその家庭に関する様々な相談に広く対応し必要な支援につなげていくことで、虐待事案に至る前の予防強化を図ってまいります。

<新規>

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

【回答…健康増進課】

大阪府第7次医療計画では、小児の救急医療体制につきましては、30分以内に搬送できるよう、小児救急医療機関等と連携した体制を確保し、円滑で適切な小児救急体制の確立を目指しています。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

【回答…指導課】

学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、これまでも府に対して教職員確保について、要望しているところです。

小学校におきましては、平成26年度より実施してきた35人以下学級を、平成29年度から小学6年生まで拡充し対象校に市費による任期付職員を配置しております。

また、長時間労働に関しては産業医による学校巡回相談やメンタルヘルス研修の実施をはじめ、週1回の一斉退庁日やノークラブデーの設定に加え、ゆとりの日の設定も引き続き実施してまいります。また、学校閉庁日には有給休暇取得促進も行っているところです。現在、ICT環境整備や学校閉庁日の拡大、市教委主催の研修の精査等について検討を進めているところです。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について（★）

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

【回答…学務保健課】

給付型奨学金制度については、進路選択支援事業の中で、今後も継続して対象者へ周知を行ってまいります。

また、本市では、奨学金返済支援制度の導入予定はありませんが、民間金融機関の教育ローン利用者に対する利子補給の支援を実施しており、令和3年度も本事業を継続してまいります。

返済猶予措置については、既存の制度を弾力的に運用することで返済困難な労働者にも対応できるものと考えます。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

【回答…人権と暮らしの相談課】

現在のところ、本市においてヘイトスピーチが行われたという報告は受けておりませんが、ヘイトスピーチは許されない差別行為であり、大阪府においても禁止する条例が昨年度施行されております。引き続き大阪府をはじめとする関係機関と連携し、ヘイトスピーチ撲滅に向け周知、啓発に取り組んでまいります。

【守口市と門真市と寝屋川市と四條畷市に要請】

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【回答…なし】

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答…人権と暮らしの相談課】

公正な採用選考は企業が社会的責任を果たす上での第一歩であることから、大阪労働局及び大阪府が設置している「公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に則り、すべての人々に対して基本的人権が尊重された公正な採用選考が行われ、就職の機会均等が保障されるよう、大阪企業人権協議会をはじめとする各関係機関を通じて、交野事業所人権推進連絡会の会員企業の人事担当者への周知啓発や研修等の案内を行い、就職差別が発生しないよう努めているところです。

また、平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」の第3条第2項では、「部落差別の解消に関し、施策を講じることは地方公共団体の努めである」と明記されていることから、この法律の趣旨に従い、国や大阪府、関係団体と連携を図り、部落差別のない明るい社会の実現に向け、啓発活動等を引き続き実施してまいります。

<新規>

(4) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答…選挙事務局】

投票者の利便性向上と投票率改善の観点から、現在、期日前投票所の増設について検討しているところです。共通投票所の設置及び投票所設置施設の公募については、解決すべき課題が多く、現状では考えておりません。投票時間の弾力的な設定については、期日前投票の時間帯別投票者数の実績において、投票終了間際の時間帯は投票者数が少ない傾向にあり、現時点では検討しておりません。

記号式投票については、国政選挙において導入されておらず、自治体のみでの実施となると、投票に関する混乱が生じると考えられ、現状では検討しておりません。

また、不在者投票手続きの郵送に代わるしくみについては、オンライン請求等、今後研究・検討してまいりたいと考えています。

<新規>

(5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の使途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

【回答…秘書広報課】

ふるさと納税の使途については、寄附者の意向を尊重する為、寄附時に使い道を選択してご寄附いただいております。令和2年4月より、教育振興基金を寄附先の使途として新たに採用し、教育関連での寄附金の活用が可能となりました。寄附金が寄附者の意向に沿って有効に活用されるよう今後も使途の拡充に努めてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くするための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

【回答…環境総務課】

市民に対する啓発活動については、“3きり”（使う分だけ購入する「使いきり」、食事を残さない「食べきり」、最後に片付ける生ごみの「水きり」）の取り組みについての啓発を継続して行ってまいります。

また、食品ロスに関する条例制定等については、国や大阪府等の動向を見ながら情報収集等を行ってまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答…環境総務課】

本市では、フードドライブの事業化を目指した取り組みを進めているところです。また、フードバンク活動団体の抱える課題の把握に努め、国や大阪府等の動向を見ながら情報収集を行ってまいります。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答…人権と暮らしの相談課】

近年、一部の消費者による悪質なクレームや行き過ぎた行動が取りざたされ問題視される中、本市におきましては、日々の消費者相談において、相談者が消費者権利を超える対応を求めていると思われる事案については、注意を促す等の対応に努めています。

また、本市の消費者教育は、「契約について正しい知識を身に付ける」ことを念頭に行っており、その理解がカスタマーハラスメントの抑止・撲滅につながると考えることから、引き続き、これまで同様に消費者教育に取り組んでまいりたいと考えております。

<補強>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。また、アポ電などの特殊詐欺は、特徴として市外局番のまとまった地域で架電されることから、アポ電が発生した場合、警察や関係機関と連携し、より効果的な未然防止対策を図ること。

【回答…危機管理室】

特殊詐欺の未然防止対策につきまして、市民周知といたしまして、ホームページやのぼりによる啓発の他、青色防犯パトロール車が市内を走行している際に、アナウンスにて特殊詐欺被害の注意喚起を実施しておるところです。

特殊詐欺対策電話機の助成等については現在のところ実施しておりませんが、今後も交野警察署や関係機関と連携し、効果的な未然防止対策を図ってまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答…都市計画課】

公共交通機関のバリアフリー化について、引き続き各事業者等と連携した取り組みを検討してまいります。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【回答…都市計画課】

安全対策について、引き続き各事業者等と連携した取り組みを検討してまいります。

<新規>

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

【回答…こども園課】

本市道路部局及び地元警察署等の関係機関と調整・検討を行います。

<継続>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

【回答…危機管理室】

本市では、各地区の自主防災組織が中心となり、防災訓練の実施や防災用品の備蓄等の災害対策が盛んに行われております。市といたしましても、訓練のサポートや防災用品購入費への助成を行うなど地域防災力の向上に積極的に取り組んでおるところです。今後も、地域の防災訓練への参加やサポートをするほか、地域や事業所への防災講話など継続的に実施してまいります。

災害時の情報伝達につきましては、防災行政無線、ホームページ、携帯電話会社からの緊急速報メールや防災速報アプリの活用等、様々なツールを活用した伝達体制に努めているところです。

「避難行動要支援者名簿」の更新につきましては、手上げ方式による名簿は、各地域の協力のもと定期的な更新作業に取り組んでいただけるよう毎年度、啓発を行っているところです。また、更新作業に係る経費についても一定額を補助し、推進しているところです。なお、情報共有方式による名簿につきましても、適宜更新を行っているところです。

コロナ禍における新たな防災計画につきましては、現在、地域防災計画の見直しを行っており、新型コロナウイルス感染症予防対策についても盛り込む予定です。

<補強>

(5) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺してい

ることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に自治体間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

【回答…人事課、危機管理室】

災害発生時、公共交通機関の遮断等を考慮し、徒歩等での出勤が可能な職員数等について、危機管理室と連携し検証を行っております。

本市では、大規模災害発生時に迅速に業務継続体制を立ち上げ、限られた人員であっても市民生活に不可欠な業務を可及的速やかに継続、再開するために業務継続計画（BCP）を策定し、非常時優先業務を時系列に整理しております。発災時の人員体制につきましては、職員配置の見直しを想定しておりますが、本市職員だけでは限界があることから、他市からの応援職員や自衛隊、緊急消防援助隊など、外部からの応援が重要となるため、災害時の受援計画の策定や他市との災害時相互応援協定を行うなど体制の整備に努めているところです。

<補強>

(6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

【回答…危機管理室】

地域の防災訓練では、各地区の自主防災組織が中心となり実施しておりますが、地域住民以外にも消防団、地域内にある福祉事業所等にも参加を呼びかけるとともに、市職員も参加し地域防災力の強化に努めているところです。

また、災害ボランティアにつきましては、交野市社会福祉協議会が市内に居住する災害ボランティアの登録を継続的に実施しており、登録者に対して研修等を開催しております。

(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答…道路河川課、環境衛生課、危機管理室】

頻繁に起こる風水害に対して、被害の甚大化を防ぐため、日頃から、市管理河川の定期的な点検や、除草・堆積土砂撤去等の維持管理を実施しております。

森林整備につきましては、平成28年度より3年計画で里山の危険木の伐採を進めてまいりました。また、令和2年度以降も適時危険木の伐採に努めており、今後も引き続き危険木の伐採処理を行う等、森林整備に努めてまいります。

ハザードマップの見直しにつきましては、令和2年9月に総合防災マップを更新し、土砂災害に加え、水害に関する項目（内水浸水や河川の洪水のハザード）を新たに掲載し、全戸配布させていただいたところです。今後も必要に応じて防災総合マップの見直しを行い、出前講座等にて市民への防災情報の発信、防災意識の向上に取り組んでまいります。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答…危機管理室】

大型台風等大規模自然災害が発生する恐れがある場合においては、災害発生前より気象情報の収集を行い、必要に応じて市民に注意喚起を行っております。また、事業活動が休止となる恐れがある場合においては、各課にて休止の基準等をホームページ等で周知しているところです。

災害発生時のコロナ対策につきましては、避難所における感染症対策や感染対策用物資の確保などに努めており、徹底した感染予防対策を実施してまいります。

<継続>

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答…危機管理室】

公共交通機関での暴力行為に限らず、防犯事例に対しては、交野警察署や関係機関と連携し、啓発を推進してまいりたいと考えております。

また、事業者の独自対策に対する支援措置については、関係機関の動向に留意してまいります。

<新規>

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

【回答…福祉総務課】

本市の福祉施策として、高齢者や障がいがある方などに対する外出支援策として、既存の公共交通機関（路線バスや電車）を活用した支援策（バスポイントの付与や運賃補助）とタクシー（福祉タクシー含む）を活用した支援策（初乗り運賃助成）等を実施しているところでございます。

高齢者や障がいがある方などの外出ニーズは、高齢化とともに多様化する中、現在、実施しております施策についての効果検証等の実施は必要なものと考えており、その結果等を踏まえて、外出支援策については引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

<新規>

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答…水道局総務課】

持続的な水道事業運営のため、人材の確保・育成・技術継承は重要な課題と認識し、これまでも技術者の確保、各種研修への参加、再任用職員の活用等に努めております。今後におきましても、労働環境に留意しながら、引き続き取り組んで参ります。

また、重要施策の検討、実施に当たっては情報公開に努め、透明性の確保と住民の皆様のご理解を得るよう努めて参ります。

なお、民間事業者に対して水道施設運営権（コンセッション）を設定することは、現状は検討しておりません。

7. 新型コロナウイルス感染症に関連する要請

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を

行うこと。

【回答…健康増進課】

検査診療体制におきましては、大阪府が検査・診療医療機関の指定を行い、発熱患者等が適切に検査、診療が受けられるよう、体制を整備されたところがございます。本市におきましても、数カ所の医療機関が指定されたと聞き及んでおります。また必要物資の供給につきましては、府及び市におきまして、確保、供給に努めて参ります。

②感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

【回答…健康増進課】

大阪府では、新型コロナウイルス感染症対策として、軽症者及び無症状者のための宿泊療養施設を確保しています。宿泊施設の従業員の対応、必要物品の支給等につきましては、大阪府政策企画部危機管理室災害対策課企画調整・宿泊療養施設運営グループにて対応しておりますことから、従業員の感染防止対策、健康管理等が適切に実施されますよう、要望してまいります。

③医療機関への経営支援

新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国・大阪府に対して働きかけること。

【回答…健康増進課】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの医療機関におきまして、患者が減少していると聞き及んでいるところです。医療機関への支援といたしまして、必要な財政支援について、国及び大阪府に働きかけて参ります。

(2) 緊急事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

①PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

【回答…健康増進課、危機管理室、地域振興課】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、PCR検査、抗原・抗体検査等の実施、事業所の改装、資材の購入等への助成等、必要な対策につきましては、全国統一の基準が必要かと考えます。効果的かつ公平に実施されますよう、国・府に要望してまいります。

新型コロナウイルスのPCR検査につきましては、学校、保育施設、福祉施設などにおいて、感染者が確認された場合に、一定の条件により濃厚接触者以外の者に対し、市費にてPCR検査を実施することとしております。また、医療機関や福祉施設、学校等に対しては、マスクの提供などを必要に応じて実施しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、設備投資や新たなビジネス・サービス、生産プロセスの導入などに取り組む場合に活用できる補助金等の支援について、わかりやすく周知し、事業者の低感染リスク型ビジネスへの転換を支援してまいりたいと考えています。

②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国に求めること。

【回答…地域振興課、医療保険課】

労働者が濃厚接触者となったり、家族が新型コロナウイルス感染症により看護が必要などの理由により、仕事を自主的に休んだ場合は、休業手当の対象とならないことから、社会経済状況の変化に応じた休業補償制度の確立を国等へ要請してまいりたいと考えています。

傷病手当金は、業務外の事由による療養のため労務に服することができないときが対象となることから、労働者が新型コロナウイルスに感染した時や発熱等の症状があり当該感染症が疑われる時となります。濃厚接触者で症状がない場合や家族の看護のための保障は療養にあたりません。

現在感染状況から対象期間は3月まで延長されています。感染予防対策としての国保における傷病手当金のため、感染状況が終息しない中4月以降延長がなければ、府を通じ国へ要望してまいります。

③感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

【回答…人権と暮らしの相談課】

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、コロナ感染者やその家族、医療従事者等への偏見や差別等が問題視されております。このような偏見や差別は決して許されるものではありません。あらゆる差別をなくし、全ての人の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す本市といたしましては、不当な差別等の原因となる偏見や誤解をなくすため、正確な情報を収集及び整理し、これを市民に対し速やかに周知するとともに、互いに思いやりの心を持って、不当な差別等を行わないようホームページ等を通じ呼びかけております。

また、事業者等への周知、啓発については、大阪企業人権協議会をはじめとする関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

④保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対策等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。

【回答…こども園課、高齢介護課】

非常事態宣言時においても、就労等により保育を必要とする者へ保育を提供できるよう努めます。

保育の提供の縮小等については、国の通知等に基づき検討を行います。

保育の提供を縮小した場合であっても、公定価格は国通知に基づき通常通り支給を行います。

介護サービスにつきましては、非常事態宣言時におきましても、生活に必要なサービスと位置付けられ、国の施策により、必要な介護サービスが継続して提供できるよう、通常時では想定されないかかり増し経費等に対する支援も行われたところでございます。

また、本市におきましても、非常事態宣言時にサービス提供を継続していた事業所に対し特別支援金の支給を行っており、今後も引き続き、介護サービスの提供が途切れることのないよう、市としても支援を講じてまいります。

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

【回答…地域振興課】

新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく緊急事態宣言を受けた大阪府の休業要請を踏まえ、休業要請の対象や内容について企業および市民へわかりやすい広報に努めます。

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

【回答…地域振興課】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主について、雇用調整助成金の短時間休業への活用や、令和2年4月以降に失業した府民を雇用した事業主に支給される大阪府雇用促進支援金の制度周知および申請支援を関係機関と連携しながら行ってまいりたいと考えています。

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

【回答…地域振興課】

経営改善や業態転換など事業の継続に不安のある事業者を支援する経営相談を商工会議所と連携して設置しております。社会保険労務士を含む専門相談においては、大阪府よろず支援拠点等の相談支援機関等を周知してまいりたいと考えています。

④不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

【回答…福祉総務課】

新型コロナ感染症拡大にあたり、収入の減少や離職状況に陥るなど、生活の維持に関する相談についても増加しています。

本市においては、福祉施策として、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援をはじめ家賃の支援とした住居確保給付金、住居を失った方への支援とした一時生活支援事業を実施しております。

また、生活資金の貸付けにつきましては、社会福祉法人交野市社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付けの相談等を実施しており、支援していただいているところでございます。

なお、これらの制度等の周知については、市ホームページやチラシ、社会福祉協議会ホームページ等にて市民の皆様にご利用いただけるよう周知しているところであり、引き続き実施してまいります。

(4) エssenシャルワーカーへの感染防止の強化について

① 社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

【回答…地域振興課】

社会インフラを支える業種については、多岐の事業者が携わっておりますことから、感染症対策に取り組む事業者に対して、設備投資、経営環境など社会情勢に応じた必要な支援について、国等へ要請してまいりたいと考えています。

(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

① 新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

【回答…学務保健課】

新型コロナウイルス感染症対策の必要備品・消耗品等については、令和3年度も引き続き、各学校において対策が実施できるよう確保してまいります。

② 学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

【回答…指導課】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、令和2年度につきましては、小6及び中3の保護者を対象に、小・中学校の修学旅行に係る経費の一部を、補助金にて支援いたしました。各校、バスの増台、部屋の増室など、密を避ける等の対策に係る経費において、適切に活用し、感染拡大防止に係る保護者負担を軽減しました。

また、教職員の負担軽減を図るために、清掃活動においてトイレの便器は感染リスクが高いため児童・生徒にさせることは控えさせておりますが、それを教員に課すことのないようトイレ清掃を業者委託にしております。加えて、学校関係者で感染が判明した場合は、教職員に負担をかけることのないよう、教育委員会事務局職員が学校へ出向き、消毒作業を実施いたしました。

③ 教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、近隣自治体と連携をとるとともに、大阪府に対しても必要な措置を求めること。

【回答…指導課】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等の資格のある相談員及びピアサポーターを派遣及び配置し、学校と関係機関が連携を図り、学校の諸課題の解決に向けて支援しております。中学校においては部活動の外部指導者を、各校からの要望に応じて配置し、教職員の部活動指導に関する専門性の支援や負担軽減につなげております。また、生活及び学習において支援を要する児童生徒に対し、個に応じたきめ細かな対応を行うための学校体制を整えるため、学校支援員を配置しております。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業後の児童生徒の学習の支援や心のケア等にあたるため、教員免許を有する学習支援員を、各校に派遣しております。

今後も引き続き、他市との情報共有を図りながら、児童生徒の状況等に応じての人材配置を進めてまいります。

以上